

平成28年度

試験事務
事業計画書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

平成 28 年度 試験事務事業計画

(タクシー業務適正化特別措置法第 48 条)

タクシー業務適正化特別措置法に基づき、横浜地域における輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験（地理の試験、法令・安全及び接遇の試験）の事務代行実施機関として国の指定を受け、試験事務を行うものとする。

地理の試験については、地図を利用した建物・施設等の位置に関する問題を 10 問、建物・施設等と駅の関連問題を 15 問、建物・施設等と地名・道路の関連問題を 15 問の合計 40 問を出題し、32 問以上の正解を合格基準として実施することとする。

なお、京浜交通圏内での営業実態は、川崎市地区、横浜市地区、横須賀市・三浦市地区とそれぞれの地区内での稼動が大半を占めており、地理についてより精通していることは利用者利便の向上につながるものと考え、地図を利用した問題の内 5 問を地区内選択制とし、それぞれ地区内から出題することとする。

法令・安全及び接遇の試験については、各々の科目について 15 問程度の出題を目安として合計 45 問を出題し、36 問以上の正解を合格基準として実施することとする。

試験問題の作成に当たっては、試験の公平化を図る観点から、個々の問題について正解率を分析し精査して、難易度が極端な場合には適切な問題に差し替える等改善するとともに、試験問題に関連する住居表示及び建物・施設等の変更に対応して、最新情報を試験問題に反映させ、適切な試験内容の更新に努める。

試験受験者数は平成 27 年度の実績見込み件数より推定し、地理の試験の受験者数は、初回受験者を 740 名、再受験者を 650 名と見込んで、計 1,390 名とした。法令・安全及び接遇の試験の受験者数は、初回受験者を 730 名、再受験者を 20 名と見込んで、計 750 名とした。

	地 理	法令・安全及び接遇
初回受験者数	740名	730名
再受験者数	650名	20名
合 計	1,390名	750名